

広川病院訪問看護ステーション ひろかわ
指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人広川病院が開設する広川病院訪問看護ステーション ひろかわ(以下「ステーション」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 ステーションが実施する事業は利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び指定介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針)

- 第3条 ステーションが実施する事業は利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮したうえで利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定介護予防サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 広川病院訪問看護ステーション ひろかわ

(2) 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 930 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 保健師又は看護師 1 名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに法令などにおいて規定されている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関し、ステーションの従業者に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員：常勤換算 2.5 名以上

看護職員は主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に当たる。

(3) 事務職員 1 名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日、お盆 8 月 13 日～15 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。必要時は訪問を行うものとする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 ステーションで行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等 日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用料等)

第8条 介護保険法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める負担割合の額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める負担割合の額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第123号)によるものとする。

3 医療保険各法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(訪問看護療養費)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める負担割合の額の支払いを受けるものとする。

1) その他の利用料

① 規定時間(90分)を超える訪問看護料 30分毎に1,000円(長時間訪問看護加算対象者以外の場合)

② 休日加算 30分毎に1,000円

③ 医療保険外の自費の場合 30分毎に 4,000円

夜間・早朝(18時～22時・6時～8時) 25%加算 深夜(22時～6時) 50%加算

④ 死後の処置料 20,000円

⑤ 日常生活上必要な物品は自己負担とする。

⑥ キャンセル料 利用者宅訪問時の利用中止若しくは不在の場合は2,000円のキャンセル料を徴収する。

利用料金については、別紙利用料金表を掲示することとする。

4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

・介護保険の場合、区域外は公共交通機関利用金額を参考に移動時間、移動距離を鑑みご利用者・ご家族と相談の上徴収する。

5 医療保険の場合、公共交通機関利用金額を参考に移動時間、移動距離を鑑みご利用者・ご家族と相談の上徴収する。

6 前4項の利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の承諾を得ることとする。

(事業実施区域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八女郡広川町、八女市～旧八女市、立花町(田形、原島、山崎、兼松、谷川、北山、下辺春)黒木町(田本、湯辺田、本分、黒木、桑原、今、土窪)上陽町(北川内)、筑後市、久留米市(田主丸地区・北野地区を除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護及び指定介護予防看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医の連絡が困難な場合は緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、必要な措置を講じるもの

とする。

- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止対策に関する事項)

第 14 条 事業所は、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 ステーションは従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後 1 月以内

② 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
(保健師助産師看護師法第 42 条の二、第 44 条三による。)

4 主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、サービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払いの日から 5 年間、事故発生時の記録、市町村への通知及び苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから 2 年間保存する。

5 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、サービスの提供に係る保険給付支払いの日、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人広川病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。